

公 証 の 話（63・9・17）

伊 原 祐次郎（昭17文丙）

只今、ご紹介にあずかりました伊原でございます。今日は、公証の話をしろということで、参ったわけですが、ひと口に公証と申しましても公証事務というのは、色々多岐にわたる仕事をしておりますが、最近特に、遺言ということで非常に、脚光をあびております。それで、今日は一応遺言という事を中心にお話し申し上げたいと思いますけれども、その前にあまり公証人を御存知ない方が多いんじやないかと思いますので、一応公証制度一般についてお話した後、遺言を中心にして、お話し申し上げたいと存じます。まあ、生来の口べたで、ゆき届かない所があろうかと思いまして、今日は遺言に関する映画を持参いたしました。だいたい二十五分位のものですが、これは非常にわかり易く、つい最近法務省が作つたもので、今日これを御紹介申し上げたいと思いますので、後でご観覧になつていただければと思います。

それでは、まず公証制度についてお話し致します。この制度は外国では非常に古く、イタリー

などでは大体十一世紀頃からできていたといわれ、皆さん御存知のドンキ・ホーテとか、あるいはアレキサンドルデュマの、モンテクリスト伯などの小説をお読みになると、あれは百五十年から、二百年ぐらい昔の小説なんですが、すでにはいろんな場面で公証人が出てきております。公証制度はそのように諸外国では非常に古いのですが、日本では明治十九年に初めて外国からまいりまして、同年法制化されました。公証人そのものが存在するようになりますのは、明治二十二年という事で、今年ちょうど百年にあたります。三高も本年百二十年ということで歌舞練場でその記念式典をおやりになりましたが、その頃われわれ公証人は東京の帝国ホテルで盛大に、常陸の宮殿下ご夫婦をお招きしまして百年の式典をやつたわけです。その時も、主催者の法務省側には、林田法務大臣、来賓の席には矢口最高裁長官と、いずれも三高ご出身の方がメインにおられました。法曹界では、三高出身者は非常に活躍しておるわけで、今になつてもまだ、お二人も壇上におられまして、後輩の私も見ておりまして非常に意を強くしたわけでございます。

このように日本では、公証制度ができて、ちょうど百年ということになるわけでございます。現在、全国で公証人の数は、五一七名位でそれが全國に散らばつておるわけでございます。京都では京都市に六名、それから舞鶴・福知山・宇治に各一人おりまして、全部で九人おります。京都市では六人おりますけれども御池烏丸のビルで合同役場として、一ヶ所で執務いたしております。いまごろ役場というのは非常に古くさい名前でございますが、そこで全部、仕事しておるわ

けで、近畿全体では、七十数名、確か七十二名ぐらいあります。大阪三十、それから神戸二十九
らいの数で仕事をやつておるわけでございます。

公証人になる資格を申しますと、これもいろいろございまして、普通は一定の試験を受けて、
それから六ヶ月間、所定の公証の修習を終えてなる。これが原則ですが、これに該当する人は、
現在は一人もおりません。次に裁判官、検察官、弁護士の資格を持つてゐる者を法務大臣が任命
するということで、これが現在の主流をなしております。それで、だいたい五百十何名のうち検
察官出身の者が四十五パーセントぐらい、裁判官出身が二十七パーセントぐらい、あと弁護士出
身が二名おります。それから、次にこれに準ずる者、つまり司法試験に合格して、判検事になつ
たような者に準ずる学識経験を有する者が法務大臣により、特に任命されるケースであります。
これは現在、地方法務局長などの経験者が多いのでございます。

私は検事出身ですが、検事の場合ですとその定年が六三才でありますて、だいたいその少し前
の六〇才位で、やめて公証人になり、公証人の定年が一応七〇才という事になつておりますので、
七〇才まで働くようなシステムになつております。

公証人の働く場所を公証役場と申しておりますが、非常に古めかしい名称で、東京のおまわり
さんに渋谷の公証役場はどこかと聞いたところ「役場というようなものは東京にない」と言わ
れたという笑い話がある程です。公証人という名前そのものも、非近代的でありますが、公証役

場に公証人とこれを補助する書記が働いているわけです。公証役場は全国でただいま三百十三あります。一人でやっている所とか京都のようになに多数合同でやっている所といったように、まちで規模の大小はございますが、全国的に散らばって公証の仕事をいたしております。

では公証とはどういう仕事なのかと申しますと、大きくわけて二つあります。公証人の仕事は、法律行為について公正証書を作成すること、これを甲号事件と申しております。つまり、いろんな契約について公正証書を作成する仕事であります。それと、乙号事件と申しまして、各種の書類の認証事務を取扱う事務、及び甲号事件に付随して執行文を付与し強制執行の準備をすること、さらに確定日付といって私署証書に日付印を押捺する事務などがございます。

でまず甲号事件について申しますと、先程も申しましたいろんな契約たとえば金銭消費貸借とか或いは不動産動産等の賃貸借契約、或は土地や建物または諸物品の売買契約、さらに交通事故などを起した場合の損害賠償契約、それから離婚に伴う慰謝料ないしは養育費支払といった諸々の契約についての公正証書を作成する仕事であります。これは非常に沢山ございます。

それではこの公正証書を作成することのメリットはどこにあるかということを申しあげます。公正証書というのは双方の当事者が納得したうえ合意で、未然に紛争を防ぐために、争いのない内に公正証書を作るわけでありまして、例えば金銭の貸借に例をとると利息はいくらで、損害金

は幾ら、返済はどのようにするかなどということを、細かい点まで双方で決めて、それを公正証書に作成するよう公証人に依頼し、証書を作成しておきますと、もし約束を守らない時には、これは金銭債務については公正証書は非常に強い力を持つていてるつまり直ちに強制執行ができるということとなり、もし相手方が約束を守らずに金を返さないといったような場合には、裁判を絶ずに直ちにあらゆる動産・不動産・債権・その他の財産を差し押えることができる 것입니다。公証人が執行文を付与すれば、それで裁判所の執行官が債務者の財産を差し押さえできることがあります。このように公正証書は金銭債務については強い力を持つておりますので、これは金を貸すとか、物を売ってその代金を払つてもらえないというような、給付義務の伴うようなことにつきましては、公正証書を作つておくのがよろしいかと思います。公正証書は契約当時者双方が、争いのない場合にのみ作成可能でありますから少しでも公証人の前で争いがあれば、これは証書の作成をお断りするわけです。争いごとは裁判所でおやりになつていただきたい。公正証書は争わない場合のみ作成できるのであります。

ところで公証人は、先程その身分を言うのを忘れましたが、これは一応国家公務員になつておるわけで、任命権者は法務大臣であります。したがつてその作る文書は、公文書であつて、裁判所の判決とほぼ同じ力を持つているわけです。つまり、公正証書は金銭債務については、債務主義という強い力を持つていて、すぐに差し押さえができ、そして競売して、そこから、その借金を

返してもらうこととなり、安心して金を貸すことができるわけです。そういうことで金銭債務に関する物品の売買だとか金銭の貸借について公正証書の作成が非常に増えておりまして、私どもが取扱う件数で一番多いのが、いわゆる集団事件と申しまして金融会社などが一度に多数依頼してくれるケースであります。

一般の方は、ご存知ないと思いますが、金を借りる時に、相互銀行とか信販会社、サラ金業者の差出すいろいろの書類に印を押捺しますが、その中に公正証書作成のことが、書いてあるのです。それは、当事者が来なくとも委任状を持って代理人が来れば証書の作成ができるわけで、その委任状に公正証書のことが書いてあるのです。また自動車を購入する場合のように、割賦販売とか、ローンとかになりますと業者側は通常、公正証書を作つておると思って、さしつかえございません。これが信販会社や、相互銀行あるいは割賦販売の会社などから一度におびただしい数の件数を公証役場へ持つてくるのであります。数百件にのぼるものもあります。この集団事件は、一般的の金を借りた人や物品を購入した人は公正証書が作成されていることを知らないものですが、ローンの支払いや割賦金の支払が遅れるとすぐに、取り立てのために強制執行されること、なり、はじめてびっくりすることになるのです。このように公正証書のメリットを知っている人は、公証人を大いに利用するわけです。ところが一般の人はあまり公証人や公証役場の存在を知らないうですが、使いようによつては、非常に重宝な制度なのであります。

このほか、公正証書の利点は、証拠力が非常に強いことです。これは先程言いましたように、公文書でございますから一旦、公証人の前で約束して署名した以上は、将来こんなことを言った覚えがないとか、こういう約束した覚えがないとかいうことは言えないわけです。金銭債務については、裁判を経ずしてすぐに、差し押さえできるのですけれども、人の行為に関する事と、例えば何日何時に家をあけ渡すとか、あるいは何かを履行するとか、自分の身体で実行しなければならないようなことについては、これはやはり一応、裁判所に訴え、裁判を求めなければならぬのです。例えば、家を明渡す場合には裁判所の判決が必要なわけです。そういう場合に、裁判の証拠資料として、公正証書があれば強い証明力を持っているので、それを出せば一発で決まってしまうわけです。だから公証人の前で作つた公正証書というものは、そういう意味においても、貴重な大きな証明力を持つておるということで、裁判が、それだけで有利に運ばれることになるわけであります。

このように法律行為について公正証書を作成しておくという事については、非常に利点があるわけであります。以上がいわゆる甲号事件の概要であります。その他に事実実験とか土地建物の区分所有の規約設定とかいろんな分野で公正証書がなくてはならない場合があります。ところで、事実実験で一番よく利用されるのが銀行の貸金庫の開披点検で、よく要請を受けて銀行へ出張する場合があります。期限がきても金庫を開けない、放つたらかしになつてゐる場合。銀行として

は中に何が入っているか確認しておかなければ、あとに問題が残るそこで勝手に開けられないのとで公証人の立会のもとに、銀行の職員がその保護函を開いて中に何が入っているかを確認してそれを公証人が証書に作つておくと、将来において絶体の証明になる。

このように事実実験というのは公証人が目撃した事実を書いて証拠を保全しておくという様な仕事であります。それから区分所有というのは、最近マンションなどを非常にたくさん作った場合の規約設定、土地と建物と分離して所有できるといったこととか、或いは大きなマンションの敷地利用権とか規約の取り決めなどを、登記する場合には必ず公正証書が必要となるわけです。以上のようにいろいろと複雑多岐な範囲にわたつて公証事務は行われておるのでございます。

それからもう一つは認証という事であります。これは乙号事件と申しております。一番多いのは私署証書について公証人の面前において当事者が署名すればその署名が本人のものである事を公証人が認証する場合であります。例えば、韓国から人を招く場合、またこちらから出張する場合、招請状とか身元保証書というのが必要となりますが、これに対しても公証人が、会社の社長とか団体の代表などが招請状或いは身元保証書に署名押印したものを公証人が認証すると先方も安心するわけです。又隣接地に建物を建てる時の合意事項とか、双方確認したことを書きつけた覚え書きとか念書とかこういった物が、当事者双方が公証人の面前で署名し公証人が認証するとこれは間違いないと本人の書いたものですから、その文書が真正に成立した事が証明されるわけで

将来争いがあつた時には、これまた大きな証拠になるわけです。それから私署証書に対する認証のほか、会社設立に際し必要な定款は有限会社、株式会社を問はず必ず公証人の認証を必要とします。会社設立に際して、原始定款の公証人の認証については商法上必要と定められておりますからこれも公証人の大きな仕事の一つでございます。

このほか確定日付というのがあります。よく公証人というのはぼんぼん印をつくだけで、ようもうかる商売のように言われていますが、それはこの確定日付の事を言っているのであろうと思います。これはその日にそういう文書が存在したということを証明するため日付印を押捺することとで、民法施行法に定められているのであります。確定日付を押すと、その文書がその日に間違なく存在したその後にこれとちがう日に作った、後日偽造したというような抗弁は排斥されるのであります。またこの確定日付の制度も証拠保全の必要から非常にたくさん利用されています。

以上申しましたように各種の公正証書を作成すること、及び書類の認証をするというこの二つが、大別した公証人の仕事であります。

以上概略、公証人の仕事の内容を申し上げましたが、次に最近一番問題になつてゐる遺言ということについて申しあげたいと思います。遺言は単独行為で、今まで申し述べました契約は二人以上の当事者がいて意思が合致して証書作成を依頼してきた場合の仕事ですが、遺言というのは、これは単独で自分の意思で、自分の死後、自分の財産を、誰にやるかということを決めておく法

律上の行為でございます。で特に最近はご承知のように戦後、家族制度が破壊されまして、昔は親が死ねば当然長男の家督相続と決まっていたのでございますが、みなさまご承知の通り今ではこれがすっかり変つてしましました。現在はいかに長男が家を守り親の面倒をみていても、仮に子供が三人いると致しまして、他家へ嫁した長女、それに遠くへ働きに出ている次男がいるといったケースを想定した場合、親が死亡して相続が開始された場合、法定相続では、長男、長女、次男の三人が平等に親の財産を相続することになるのであります。遺言をしていないときは、このように各相続人が均等に相続する権利を持つことになるのでございます。

仮に先祖代々の商業をしておられて、長男或いは次男でも三男でもよろしいが、子の一人が商業を營々と守り、さらに親の世話をしている者が、当然親の家とか、土地とか事業を自分が受け継ぐものと思っていたところ、親が死んで遺言がなければ、そうではなくてその三人の子供が、それぞれ平等に相続することになります。通常親が死ねば遺産分割協議という事になりまして相続人の全部が、集つて協議し、みんなが納得して印をついて遺産の分割が決まります。そしてきまつた協議にもとづいて、登記する事になるのですが、このとき一人でも仮に三人の内、一人でも反対すれば、これは絶体登記は出来なくなり、その結果、法定相続ということになるのであります。

法定相続という事になりますと現行法では、妻が二分の一、子供が残った二分の一を、子供の

数で頭割りにし遺産を受け継ぐことになります。もし、他に妾の子、法律上非嫡出子と申しますが、これも本来の嫡出子の貰うべき財産の二分の一をもらう権利があるということになります。最近の世相は権利意識が強くかえつて親の面倒をみない者程、権利の主張が強い傾向にあります。また親としては財産をやりたくないと思うような相続人、たとえば親不孝の子とか勝手に親の意見を無視して結婚し、よそへ出て行つてしまつた者など、どうしても財産をやりたくないという人も出てくるわけです。これでもしかし、遺言をしておかないとやはりそういう者にも財産をやらなければなることになるのです。法律上当然の権利を持つてゐるわけです。かえつてそういう者ほど権利意識が強いという時代です。一昨日の敬老の日のテレビで、植木等が主演でやつてましたね。六十五才で女房が急に死んで、後継ぎの問題がおこつた時に、長男夫婦が家屋敷をねらつていて、父親を養うから俺にくれ、そこへマンションを建てたいと言ひ出した。一番下の子供はどこか九州の果ての島へ教師として赴任して行つてゐるのですが、これはあんまりそういう事に対して無頓着で人間的ないところを持っているのです。ところがあとの子供達は、長男、長女、次女達は非常に強欲で親が生きてる内から財産めあてのトラブルをおこしている。これに對して父親は嫌気がさして結局、遺言で仕返ししてやるぞと言つてゐるテレビを見ました。そういうわけで親が生きてるうちからもう子供はねらつておるというのが実際なんですね。

私がかつてある地方の検事正をしておつたときのことですが、その地方の有力者で全国的にも

相当な人でしたが、この人に四人の娘があり、親の生きているうちは非常に仲がよかつたのです。親父さんという人が、その土地の政治、経済の大立者でしたが、政府のある要職についていた時に、突然亡くなられました。するとあれ程仲の良かつた姉妹が亡父の莫大な遺産があつたばかりに、それをめぐつていがみ合い、特に長女と三女が、大きな会社の經營権や不動産の相続をめぐり、深刻な争いをはじめました。生前、父は自分の方をより可愛がっていたから、この家は私のものだ、いやこの土地は私のものだ、この会社の権利は自分のものだなどと互いに言い張って、譲らず争いが深刻になりました遂に双方検察庁に対し告訴してまいりまして、検事正の一番頭の痛い仕事となりました。

大体検事というのは新聞などで大きく報道され、世間の注目を集める事件ではそれほど苦労はないのですが、かくれたいわゆる民事くずれの事件に非常に苦労しておるわけです。この場合も二人の姉妹が、やれ文書偽造だ、株券偽造だ、背任だ横領だ、株主総会を妨害したとか、とにかく検察庁へ次々と告訴してきまして、解決の目途の立たない泥仕合となり大層苦労したことでした。この底知れぬこの骨肉の争いを目あたりに見まして、その親父さんが一つ遺言を書いておいてくれたら、こんなに苦労しなくとも、え、のになとなづく思った事でありました。

要するに考えてみると親というのはちょうど珠数の珠をつなぐ糸みたいなもので、これがぶつんと切れると一つ一つの珠はばらばらになってしまって、收拾がつかなくなるのと同じだと思

います。われわれは自分のところに限つてうちの子供は皆仲がええから、親が亡くなつた後も仲良くするだろから遺言の必要などないと思ひ勝ちです。ところがなに、もうその親が亡くなるとたちまちこういう調子です。おそらく今の若い人は親の財産をあてにして親の遺産相続の時が一番たくさん金の入る時期だとちゃんと計算しているように思われますので、争いが発生する余地は十分あるのです。

そこで「これを誰々にやつておこうか」と、遺言をしておくといいわけです。遺言というものは、そういう意味で法定相続を破りこれに優先するわけです。先程言いましたように、法定相続では二分の一を妻が、あとの二分の一を子供が相続するのですが、子供がなくて直系の親が生存している時は妻、と言うか配偶者が三分の二、直系尊統である親が、あとの三分の一を相続いたします。ところが直系の親がいないときには、つまり自分と配偶者の妻しかいない場合ですと、兄弟、姉妹に四分の一の相続権ができるのであります。この場合は自分が死亡しますと妻に四分の三、兄弟、姉妹に四分の一という配分になつて、たとえ数少い財産でも、一つのものが四分の三と四分の一にわけて相続されることとなり、油断はできないのです。兄弟、姉妹が何人かいて、その四分の一をまた幾つかにわけることになる。そうなると、たとえ百分の一でも権利は権利でほんの少しで権利のある者が登記に不服で印をつかないと結局登記は出来なくなるのです。ですからこのような場合こそ妻に全部相続させるよう、是非とも遺言が必要なのであります。そし

ておけば兄弟、姉妹には遺留分というのはありませんから遺産は全部妻のものになるわけでございます。だからいかなる場合でも、遺言をしておくと法定相続は破られ、自分の思い通りに財産が承継されるわけです。自分の面倒をみてくれて、自分の仕事を継いでくれる者に財産を全部やろうと思えば、遺言にそのように書いておきさえすればそのとおりなるわけです。

今遺留分という事を申しましたが、これは最低限の相続の権利を確保するということですが、たとえば夫が死亡した場合、妻は遺産の二分の一、子供が三人であれば、あとの二分の一の三分の一、つまり六分の一を相続することになるのですが、遺留分というのはそのまた半分。妻でいえば四分の一、子供は十二分の一が遺留分としての権利となるわけです。しかも遺留分を請求するには被相続人が死亡した後、一年以内に家庭裁判所へ訴を起きなければならないのです。もしこの訴えが一年以内になされないときは、遺留分の権利は消滅し、遺言どおり、発効するわけになります。遺言のある場合の土地家屋などの登記は遺言に記載されている相続人の印さえあれば、他の相続人のはんこがなくとも登記出来るわけあります。相続人の一人がもし遺留分を欲しいと思えば右に述べたとおり、相続権が発生してから一年以内に家庭裁判所へ遺留分減殺請求の裁判をおこす事になるのですが、普通そこまでして親の意思に背いて遺留分を要求することも、ちょっと今の社会では考えられないよう思われます。そこで一応遺言をしておけば大丈夫だということになるわけです。たゞもしその遺留分という事でもめる様な事が予想されるときは、若

干のそれに相当する位の何がしかの財産をやつておくという事で、お金ででもやつておけば、それで済むという事になると思われます。いづれにしろ今の時代、遺言という事がクローズアップされてきて、大切な事になってきております。

そこで遺言の方法ですが、これには三種類あります。効力においていずれも相違はないのですがまず自筆証書の遺言、自分で、書いて遺言を作つておくことです。それからもう一つは公正証書による遺言、公正証書遺言です。このほかは秘密証書遺言というのがあり、この三種類あります。それぞれ効果は変わりないけれども、自筆証書というのは遺言者が自分で秘そかに書くのですから秘密が厳密に守れ、誰にもわからず、自分で書いてそれをきちつと封印して保管しておけば立派な遺言になります。これはたゞしその本人が亡くなつた後に家庭裁判所に持つていつて裁判官の前で、相続人が全部そろつたところでその目の前で、封を切つて検認をする、つまり中を調べるわけですね、そういう作業をしなければいけない。その時に相続人が皆寄つてますからもめるケースが多いのです。それから内容についても、素人の人が書くのですから誤が多い。遺言といふものは少しでも間違があると無効になる——例えば訂正印が抜けていたとか、或いは日付をきちつとしなければならないのに、昭和六十三年九月十七日と書くのを、九月吉日と書いただけで無効になるのです。このように遺言というのは非常にきびしく正確性を要求されるわけでございます。だから素人が遺言を書くことにはこうした誤をおかす不安があるわけです。

それと保管上の心配で、一応保管していても本人が死亡したのち誰かが捨て、しまえばわからぬという様なことになる心配があります。秘密を保持できて自分の思いどおりにできる点で有利だけれどもやゝ以上のような点に難点がある。これが自筆遺言証書の長所と欠点です。

次に公正証書遺言ですが、これは公証人の前へ来て公証人に対してする遺言でこれには証人が二人必要です。しかも証人は適格性がなければならないのです。つまり子とか配偶者とかあるいはその子の配偶者とか直系卑族、直系尊属など、直系の血族やその配偶者は証人にはなれません。次に兄弟、姉妹は第三順位の推定相続人で、子や孫または親などの直系血族が存在しないときには相続人になるわけで、妻と子がいる場合は法律上証人適格はあるのですが、実務上はなるべく証人になることは避けた方がよいと思います。要するに利害関係のあるような人は証人にならない方がいい、ということです。つまり公証人に對して遺言を述べるとき横に証人二人いまして、その前で言うわけですから、もし利害関係のある人が傍にいるとそれに左右されて本人の真意が疑われ、後で有効、無効の争いが起つたとき不利になるという事で、なるべく私達は赤の他人を証人に連れてくるよう指導しています。二十才以上の者であれば、男性でも女性でもよいので、知人とか友人を選んでくれといつてているのです。

このように証人が二人立合いのもとに公証人に口頭で遺言の内容を言わなくてはいけないのです。どういう様な内容の遺言であるかを、一々所番地までくわしく言う必要はありませんけれど

も、しっかりと何を誰にやるのだということは、口で言わなければいけません。遺言者が口述したことと公証人が、その通り書いて証人が横にいて間違いないと確認してはじめて公正証書による遺言が作成されるのであります。

これは証人二人と公証人が聞いておりますので、先程言いました自筆遺言書と違つて、秘密がその範囲で洩れるという難点があるわけですが、公証人は絶体に自分のやつた仕事は、口外しない。口外すると直ちに処分されるので非常に口は固い。秘密を守らなければならない立場に置かれているわけですから公証人から洩れることはありません。それと公証人というのは、先程も述べましたように、法律のプロですから、遺言内容の記載は正確で、間違いはなく安心できます。

それと自筆証書のようにあとで家庭裁判所で検認を受ける必要も一切ありません。すぐそのまゝ、その人が亡くなつた途端にその証書を持つていけば原本は公証役場に厳重に保管され、正本と謄本を遺言者に渡すのですから、謄本を登記所へ持つていけば不動産の登記は直ちにできるのです。その通りにあと相続人らの印がなくてもすぐに遺言どおりの登記ができるのです。そういうわけで非常に便利です。唯これには若干の費用がります。

皆さんにお渡ししたパンフレットに書いてありますが、手数料は全部、国で決めている訳ですからそう大したことはありません。一億の財産ですと公正証書に要する費用は三万七千円です。十億円あつたとしても二十数万円で足りる位で大して費用はいりません。それと遺言証書の保管

＜手続と費用＞

当事者本人が公証役場に出向いて公正証書を作成する場合には、出向いた人が当事者本人であることを証明するために、次のような書類と印鑑が必要です。

1. 個人の場合には、印鑑証明書と実印、又は、自動車運転免許証・外国人登録証明書・パスポートなどと認印。
2. 法人の場合には、法人登記の謄本などと代表者の印鑑証明書と代表者印。

また、遺言公正証書以外の契約公正証書は、当事者本人の代理人が出向いて作成することもできますが、この場合には、当事者本人の委任状に押した印鑑の印鑑証明書（法人の場合には、法人登記の謄本などのほか、法人の委任状とその委任状に押した代表者印の印鑑証明書）並びに出向いた人が代理人本人であることを証明するための上記1.に掲げた書類と印鑑とが必要となります。

公正証書作成の手数料は、国が次のとおり定めております。

(昭和63年4月1日改正)

目的の価額	手数料
100万円まで	4,000円
200万円まで	6,000円
500万円まで	10,000円
1,000万円まで	15,000円
3,000万円まで	20,000円
5,000万円まで	25,000円
以下超下5,000万円までごとに	12,000円加算

なお、売買・請負契約などのような双務契約の目的価額は2倍に計算されます。土地・建物の賃貸借の目的価額は、期間中の賃料総額の2倍（ただし、期間が10年間を超えるときは、10年間の賃料総額の2倍とします。）です。また、遺言公正証書の場合には、遺産をもらう人ごとにもらう遺産の時価によって計算されます。

が厳重にできます。先程も言つたよつに原本という一番大事なものは、これは当事者が必ず署名して実印を押すのですが、この原本は遺言者が百才になるまで、厳重に公証役場の倉庫に保管してあるわけです。

公証役場というのは先程言いました様に、各地にあるのですが、この一つの要件としては厳重な倉庫、火事でも焼けないという倉庫を備えていなければなりません。京都は烏丸御池の京ビルという所に役場がありますけれど、そこの六階と二階に頑丈な倉庫があります。その中に、おびただしい書類が入っているわけです。必ず、そこに国が責任を持って保管しているわけですから、たとえお渡しした正本や謄本が破れたり、なくなつたりしてもいつでも、また謄本を渡すことができるので、保管の面では完璧なので、この面からみても公正証書遺言をしておかれたら有利かと思います。次に遺言の効力の問題ですが、先程言いました植木等が、やけになつて子供達の前で自筆の遺言証書を書いてましたけれど。あとでこれが自分の意に添わないものであること後悔して、友達の弁護士にそのことを話したところ、弁護士は「いやいや心配することはない。また後で書き直せばよい。」と話している場面がありました。自筆証書でも、公正証書遺言でも、効力は同じことなのですね。ただ同じ財産について遺言を書き直した場合、後に書いた方が有効なのです。先のは、その抵触する範囲において無効になつてしまつ。特に取り消すとか、無効にするとかいうようなことは書かなくても、後で書けば、仮に公正証書遺言を作つておいて、

その後で自筆証書で、それと同じ様なことについて、今まで甲にやると言っていたのを乙にやると書きかえをしますと、後で書いた方が有効になるわけです。さきほどのドラマの弁護士が今度は、あれを書きかえて公正証書にしたらどうかと、言っていた場面がありました。要するに一旦、公正証書あるいは、自筆証書といった方式で遺言を書いても、変更は自由自在にできるわけです。よく間違えるのは、自分に貰えるという遺言で、その証書が作られた途端に、もう自分の物になつた様に思つてしまふことです。実際は、そうではないのです。遺言証書というのは、その人が亡くなつて初めて効力が発生するので遺言者が生きているうちは、ないのといつしょなんです。だから、いつたん証書を書いても書いた本人が金に困れば家を売つてもいいし、金を使つてもいいし、別に遺言にこだわることはないのです。死んだ時点において残つてゐる部分だけが有効なんです。自由自在に費つてしまつて、かまわないわけですね。だから変更も取り消しも自由なんです。また、あとで書いたものが、前よりも有効になるということをよく理解しておかねたい。一旦書いた以上は、もう息子にやつた物だとか、妾にやつた物だとか、誰かにやつた物だと、お決めになるけど、そういう様なものじゃあないんです。話はかれこれしましたが、まあ、公正証書遺言というのは、そういう様な役目を果たしておるわけです。

それから、もう一つは先程言いました秘密遺言証書というのがあります、これはあまり利用はされておりません。要するに自筆証書は自分で全部書いて、自分で署名、捺印して、何すると

いうんですが、秘密遺言証書というのは、ワープロで書こうと、タイプで書こうとかまわないし、人に書いてもらつてもかまわない。署名だけは、自分でしてこれを封筒に入れて密封し、それに自分で、印をつき、それを公証人のところへ持っていく。そして証人二名の立会のもとで、公証人が封書の中に遺言証書が入つていることを尋ね、誰に書いてもらつたかなどということを聞いて、封筒に公証人と証人とが署名押捺してそのまま本人に返えします。だから公証人はどのようない内容が書かれあるかはわかりません。従つてこれは必ず後でまた先に申しましたように裁判所の検認を受けなければいけません。そういうことで秘密遺言証書の利用は少なく、私自身、八年間、公証人をやつていてる間に、一件か二件くらいしかございません。

以上いろいろ申し上げましたが、とにかく今の時代は、遺言ということが非常に重要なウエイトを占めておりまして、我田引水になりますが、公証役場に来られて公証人に対し、気軽に相談され、できれば公正証書の遺言を作成されておくことが、一番よいように思うわけでございます。ただ一つ大切なことは公正証書遺言は口頭で言わなければいけないんですね。よく私らが経験することで一番困るのは、もう虫の息、亡くなられる直前になつて遺言を希望される場合で、丁度昨日もありましたが、もう危いので早く来てくれということで行つたのですが、すでに判断能力はないし、口でしゃべることもできない。もう、どうにもしようがない。このようなことが何回かあるんです。そして、遺言しようとする本人は、息も絶え絶えなのに、財産をもらう側の

方が熱心で必死に先生なんとかしてくれと言うのですが、どうすることもできない。こちらからは一切誘導は、できないことになっているので、あなたのこの財産を、誰にあげるんだと尋ねた場合、せめてこれこれの財産は誰にやるのだと言うこと位はしっかりと言つて貰いたい。こちらから「誰々にあげるのか」と聞いたとき、「うん」とうなづいただけでは何もなりません。こちらが誘導して、うなずいたのではこれは無効なんです。このような病床で作成した遺言証書が、後で、よくもめることが多いのです。あれは無効だと、あんなことを言う元気はなかつたとか、遺言する能力は到底なかつたなどとか法廷で争われることがよくあります。それと、もう一つ、自分の名前を書いてもらわないといけません。自分の名前も書けない状態では遺言の能力が疑われます。どうしても署名ができないときは、公証人が代筆しますけれどね。理由を書いて。「高齢でかつ病気のため手がふるえて署名不能につき本職代筆する」などと書きますけれど、これは余程のときです。とにかく口頭で誰にあげるかというところへんまではしっかりと言つていただかなければいけないので。年をとりとすぎて耄碌し昔のことは、よく覚えているのですが、今何をどうするのか、さっぱりわからない状態の人があります。遺言というのは本当に一生の最後の言葉ですから。できるだけ、なんとかお聞きしようと思つて、こちらも一生懸命努力するのですが、なかなかうまくいかない場合があります。そんなときも、つちょっと元気なうちにしておけばなあと思うことが多いります。元気なうちというと、また遺言するほどの年でもない、遺言

などけつたくそわるいと思われている方が案外多いようです。そして死ぬ間際になつてやろうと思つても間に合わない。そこで元気なうちに、自分が整理できるうちに、どうすべきかということを、お考えになつて、やつておくのが一番大事ではないかと思います。

とりとめのない話で一時間程になりましたが、後で遺言の映画を写しますのでごらん下さい。それから話の中でかなり抜けている部分もあると思いますのでもし質問がございましたら、どのような質問でも結構ですから、おたずね下さいましたらお答えいたします。
どうも、御清聴ありがとうございました。